

互 助 会 NEWS【10月号】

令和7年10月9日

一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、令和7年10月15日（水）です。
互助会からの給付がある方には、ハガキの「給付金送金明細書」でお知らせしています。
なお、給付金の送金は、今後**3カ月に1回**に変更し、次回は令和8年1月22日（木）となるため、「互助会 NEWS」の発行も令和8年1月になりますので、ご留意願います。

◎「カフェテリアプラン」請求書について

請求書の受付が10月1日から始まっています。

所属長あてに「補助対象者一覧」を送付していますので、**ご自分が補助対象会員であることを確認のうえ、請求書を提出**しましょう。【令和7年9月16日付け青教互第46号参照】

一覧にお名前がない場合は、「互助会に加入していない」又は「4月から9月までの6か月間継続した加入期間がない」ため、**請求できません**。

請求書を提出する際は、下記にご留意くださるようお願いいたします。

《注意事項》

1. 請求書に必要事項を記入のうえ、領収書等を添付して、互助会へ提出してください。
提出先は、請求書様式の下部に記載しています。
2. メールによる提出も可能ですが、その場合は、**件名の頭に5桁の学校番号を入力**してください。ご自身の所属の学校番号は、互助会ホームページに掲載しています。
なお、ファックスによる提出は、ファックスを課内で共用していること、また、未送信の可能性のあることから推奨しません。
3. 添付する領収書等には、①～⑤が記載されていることを確認してください。
①あて名（フルネーム） ②領収金額 ③領収年月日
④利用・購入等した施設名又は品名等 ⑤領収した事業者名が明記されている
1つでも項目が不足している場合は「カフェテリアプラン」Q&AのQ8～Q12を参照のうえ是正してください。
領収書等のあて名を「互助会」にする必要はありません。
不備の場合は、返送する事がありますので、ご了承ください。
また、メールにより提出する場合は、領収書等の写真や画像データを添付してください。

なお、互助会の給付金の送金は、「毎月」から「3カ月に1回」となるため、令和7年12月25日（木）までに提出された請求書の送金日は、**令和8年1月22日（木）**となります。

◎「カフェテリアプラン」メニューの選択について

パンフレットを送付して以降、「〇〇〇は、補助対象になりますか？」というお問合せを多数いただいております。

互助会で補助対象かどうかを判断する基準は、「その物が該当するのか」ではなく、「カフェテリアプラン」メニュー一覧表の「**どの要件に該当するのか**」です。

メニューを選択する際は、「何が該当するか」ではなく「どの要件に該当するか」で判断をお願いします。

要件・補助対象経費は、「カフェテリアプラン」メニュー一覧表に掲載しています。

また、パンフレットに掲載している「補助対象・対象外の例」は、あくまでも一例です。

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご閲覧ください

◎給付金振込口座を確認してください

互助会から「給付金送金明細書」が届いたら、必ず、振込先を確認し、解約する予定がある場合は、**事前に互助会へご連絡ください。**

会員から連絡がないまま口座が解約されている場合、給付金の振込みができないため、金融機関へ手数料を支払って、再振込する必要がありますので、給付金振込口座を解約する予定がありましたら、必ず事前に振込口座の変更手続きをしてくださるようお願いいたします。

なお、振込口座の解約により、給付金送金日に振込みができなかった場合、**後日改めて振り込みます**ので、ご了承ください。

また、振込手数料節減のため、会員のみなさまには、給付金振込口座に「青森みちのく銀行」を指定くださるようご協力をお願いいたします。

◎「医療費補助金」等の返納に係る振込手数料について

互助会の「医療費補助金」は、医療機関から共済組合へ請求される診療報酬明細書（レセプト）等のデータに基づき、**診療月の3ヵ月後に自動給付**しています。

給付後に、配偶者や子供さんの被扶養者認定が遡って取り消しとなった場合など、給付した「医療費補助金」等を返納していただくケースがあります。

その際、**払い込む会員の方が振込手数料を負担**することになりますので、ご了承ください。

被扶養者がいらっしゃる方は、今一度、認定要件を確認し、遡って被扶養者の認定が取り消しとなることがないよう気を付けましょう。

◎「学校図書贈呈」に係る「購入図書目録」の提出について

互助会では、県内の公立小・中学校及び県立特別支援学校の小・中学部に図書を贈呈する「学校図書贈呈」を実施しています。

6月下旬に、該当する学校へ図書カードをお贈りし、原則として3カ月以内に図書と引き換えのう**え「購入図書目録」を10月31日（金）までに郵送またはメールで提出**いただくようお願いしていますので、未提出の場合は、期限までに提出くださるようお願いいたします。

なお、購入する図書は、あくまでも**児童・生徒用の図書**を基本としており、**教材は対象外**です。

ご不明な点等がありましたら、下記まで、ご連絡くださるようお願いいたします。

「学校図書贈呈」などの教育・文化事業は、当互助会の目的の一つである「青森県民の教育・文化の活動を支援することにより、青森県の教育・文化の振興発展に寄与する」ために実施しているものです。

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

「互助会 NEWS」は、互助会ホームページからもご覧いただけます。（バックナンバーを含む。）
〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



互助会ホームページ

所屬内でご閲覧ください